

女性協議会第36回定期大会

ワークライフバランスの実現など方針を決定



女性協議会

民放労連女性協議会第36回定期大会が10月3日、全理選ビル（東京代々木）で開催され、七地選、一二単組、本部を含めて二五名の参加がありました。

冒頭、足立美香・労連女性協議長から挨拶があり、続いて労連本部・赤塚委員長が「女性協が取り組んでいる課題は、女性だけで解決できる問題ではない。育児に關しては、男性も巻き込んで解決に導くことが大切だ」という考え方を述べた。今や介護は家庭だけでなく職場や地域も一緒に考える問題となっている」と挨拶しました。

女性協議会 第36回定期大会
2009年10月3日

あいさつをする女性協・足立議長

続いて、足立議長が「女性協が取り組んでいる課題は、女性だけで解決できる問題ではない。育児に關しては、男性も巻き込んで解決に導くことが大切だ」という考え方を述べた。今や介護は家庭だけでなく職場や地域も一緒に考える問題となっている」と挨拶しました。

●女性協
URL
<http://www.minpororen.jp/women/index.html>

「男女雇用機会均等法」から「男女雇用平等法」実現へ」などの課題別方針と財政報告が女性協から提案されました。

質疑応答のあと行われた単組報告では、「若年退職」という入社三年から五年の社員のことだったが、試用期間のうちに辞めるケースが多かった。「女性部が存在せず、問題提起もない単組があった。調べてみると未だに結婚したら辞めることが暗黙の了解となっていた」「セクハラが表面化し、社内で相談窓口を設けたが、信頼できるのか不安がある」などの事実が報告された。ほかに「嘱託の社員化が実現した」「メンタルヘルスへの対応を会

社に求めたところ、産後医療との面談が設定された」「女性の管理職が誕生した」など、組合が活動した成果ともいえる報告が挙げられました。

最後に、今野久子弁護士（東京法律事務所・早大大学院教授）による「子育てしながら生き生きと働く」講演が行われました。

また、近畿地連からは、来年の「全国女性のつどい」は関西で一日開催の子定で行う旨の報告もありました。

最後に、今野久子弁護士（東京法律事務所・早大大学院教授）による「子育てしながら生き生きと働く」講演が行われました。

大会は全ての議案が採択され、2009年度の女性協常任委員も選任され、閉会しました。（常任委員の役員招集は決まり次第お知らせします）

差と貧困ではなく、貧困あつての格差）や、穴だらけで弱い貧困世帯のセーフティネットなど具体的な事例が説明されました。来年には施行されるという「育児・介護休業法改正のポイント」(1)①子育て中の短時間勤務制度及び(2)所定外（残業）の免除の義務化(2)子の看護休暇制度の拡充(3)父親の育児休業の取得促進(4)介護休暇の新設(5)法の実効性の確保、などの解説もされました。講演は「幸福は、人それぞれ違う。その人が、やりたいと思う時それができることが大切。」

（だから、がんばりましょう）という参加者のエールで締めくくられました。

大会は全ての議案が採択され、2009年度の女性協常任委員も選任され、閉会しました。（常任委員の役員招集は決まり次第お知らせします）